

G) 千葉県の生活保護行政調査結果報告 (県内 37 市) 無料低額宿泊所に関すること【その3】

	質 問	1 千葉市	2 銚子市	3 市川市	4 船橋市	5 館山市	6 木更津市
問4	昨年度中に、保護申請時から無料低額宿泊所に新たに入所した人数及びアパート等で保護を受けていた受給者が無料低額宿泊所に入所した人数を教えてください。また、保護受給中のままで無料低額宿泊所を退所してアパート等に入居した受給者数を教えてください。	保護申請時→無料低額宿泊所 498人 アパート等→無料低額宿泊所 15人 無料低額宿泊所→アパート等 53人	0人 1人 1人	48人 10人 7人	30人 2人 18人	1人 0人 0人	6人 0人 2人
問5	無料低額宿泊所の利用期間(年数)は平均どれくらいですか。統計が無ければその旨をご記入ください。	・統計は取っていないが、昨年度実施した無料低額宿泊所への実地指導の際に確認したところ、利用者の8割以上が1年以上の利用となっている。また、6割以上が2年以上の利用となっている。	統計はありません。	統計を取っていません。	37か月	統計は取っていないが、概ね2件/年程度である。	統計がありません
問6	無料低額宿泊所の利用に際しての自治体のローカルガイドラインはありますか。(例えば、6か月居住しないとアパートへの転宅をさせないなど)ある場合は、その内容を教えてください。	・ありません。	特にガイドラインは設けておりません。	市独自の基準はありません。	なし	市独自の基準はない。	市独自のガイドラインはありません。
問7	保護申請者や受給者に無料低額宿泊所を案内する理由について、貴市の考えに近いものを選んでください。(複数回答可能) A: 無料低額宿泊所で生活する上では制約があるので、アパートで自立して暮らす方が良い。 B: 終の棲家として世話をしてもらえるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している。 C: アパートでの自立生活が望ましいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない。 D: 地域でアパートでの自立生活をするためには、現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。 その他(自由記載):	・居宅のない方から生活保護の相談があった場合、面接時に居宅と無料低額宿泊所のメリット・デメリットを説明した上で相談者本人に選択してもらうことを原則としている。	A及びC	A、C	C 金銭管理や健康管理、社会生活において、何らかの問題を抱え、直ちに単独では居宅生活を送ることが困難な者が、施設において提供される支援を受けながら居宅生活を送るまでの間の居場所として考えている。居宅生活が可能と判断されれば、それに向けて支援している。	A、C	C
問8	無料低額宿泊所の運営状況について、介護保険施設のように、実地指導を行っていますか。実施していれば、指導を行う主体と頻度を教えてください	・平成31年度までは、全届出施設に対し、毎年1階実地指導を実施している。	実地指導は行っていません。	行っていません。	所管課である指導監査課に確認したところ、無料低額宿泊所2施設に対し、年1回の頻度で立入調査を行っているとのこと。	行っていません	市内に該当施設がなく、実地指導は行っていません。
問9	無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか。	・各区に配置されている就労支援相談員がいる。 医療相談や生活困りごとの相談は、施設職員や担当CWが行っている。	訪問や電話で対応しています。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や支援員による相談も行っています。	市で行っている就労支援事業や自立支援事業等を活用させている。施設が行う支援としては、医療機関への同行や日常生活の相談支援などがある。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じており、施設担当者とも連携を取っている。	訪問調査時などに相談を受けるほか、施設職員と連携して対応している。
問10	アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援及び社会的自立支援(ゴミ出し、通院、社会参加など)について、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体居住支援法人と直結した連携はありますか。	・ない	居住支援法人との直結した連携はありません。	ありません。	なし	なし	ありません。
問11	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されていますか。禁止されている場合、保護申請者がペットを連れてくる時にどのように対応しているか教えてください。	・そのような事例を把握したことはないが、無料低額宿泊所のそれぞれのルールによるため、利用者とも無料低額宿泊所で相談のうえ決める。	ペットは禁止されています。過去に例がありませんが、保健所や動物愛護団体等に相談することになると考えます。	禁止されています。これまでのところ、住まいのないペット連れの方からの保護の申請はありません。	施設側に確認したところ、ペットを飼うことは衛生面等を考慮して禁止しており、ペットがいる場合は、知人や家族に協力してもらっているとのこと。	基本的に禁止されている。ペットを連れてきた申請者はいない。	基本的に施設のルールには従うよう話している。ペットを連れていた例はなくそのような場合の対応は検討していない。
問12	問1～問11までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	・なし	問3の個室、相部屋利用者数については、回答を得られませんでした。		なし	特になし	本市に無料低額宿泊施設はなく、主に近隣他市の施設にお願いしております。各施設の定員等については把握しておらず、お答えし兼ねます。

	質 問	7 松戸市	8 野田市	9 茂原市	10 成田市	11 佐倉市	12 東金市
問4	昨年度中に、保護申請時から無料低額宿泊所に新たに入所した人数及びアパート等で保護を受けていた受給者が無料低額宿泊所に入所した人数を教えてください。また、保護受給中のままで無料低額宿泊所を退所してアパート等に入居した受給者数を教えてください。	166人	7人	3人	15人	10人	2人
	保護申請時→無料低額宿泊所						
	アパート等→無料低額宿泊所	0人	0人	3人（病院退院先アパートが契約できず無低1名、老人ホームからの退去2名）	1人	0人	0人
	無料低額宿泊所→アパート等	22人	2人	3人（無低から救護施設1名、老人ホーム1名、グループホーム1名）	3人	11人	1人
問5	無料低額宿泊所の利用期間（年数）は平均どれくらいですか。統計が無ければその旨をご記入ください。	最長で約10年、最短で1日	約5年	統計はとっておりません。通常は3カ月を目安にアパートや老人ホームを探すように指導指示を行っております。	統計は特にとっておりません。	統計はありません	統計がありません。
問6	無料低額宿泊所の利用に際しての自治体のローカルガイドラインはありますか。（例えば、6か月居住しないとアパートへの転宅をさせないなど）ある場合は、その内容を教えてください。	特にありませんが、居宅生活ができる方には、居宅移行に向けた支援をすることとなります。	特になし	なし	市独自の基準はありません。	特にありません	市独自の基準はありません
問7	保護申請者や受給者に無料低額宿泊所を案内する理由について、貴市の考えに近いものを選んでください。（複数回答可能） A：無料低額宿泊所で生活する上では制約があるので、アパートで自立して暮らす方がよい。 B：終の棲家として世話をしてもらえらるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している。 C：アパートでの自立生活が望ましいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない。 D：地域でアパートでの自立生活をするためには、現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。 その他（自由記載）：	あくまでも無料低額宿泊所は、居住先を有しない場合に、一時的な居所として入所するための施設と考えています。しかしながら、無料低額宿泊所の中に日常生活支援住居施設が創設され、当施設に支援を委託することで居宅生活を継続することが可能となれば、無料低額宿泊施設（一時的な居所として入所する施設）の役割で変わる部分も生じるのではないかと考えています。	その他：生活保護法第30条では、保護は居宅又は施設へ委託して行うものとされています。居住地がなく、現在地で保護の申請をされる方で、当日、居宅を定めることが難しい場合には、無料低額宿泊所や、民間の宿泊施設を案内することはやむを得ないと考えます。その後、アパート転宅可能と判断できる方は転居を案内し、支援しています。	その他：生活保護申請時やアパート退去などの理由により、居住地を確保できない者が、一時的に滞在するための施設として案内しております。通常は3カ月を目安にアパートや老人ホームを探すように指導指示を行っております。		その他（アパートでも施設でも無料低額宿泊施設以外の場所に受け入れ先があり、安全・安心に生活できるのであれば、速やかに退居するべきと考えるが、いずれにも行き場がなく、無料低額宿泊施設が安全・安心な居住地である受給者もいるので、入所期間が長期化するケースがあることも容認している）	A、C
問8	無料低額宿泊所の運営状況について、介護保険施設のように、実地指導を行っていますか。実施していれば、指導を行う主体と頻度を教えてください	行っていません。	千葉県の実地指導（年1回）時に立会いをしています。	なし。運営等の指導は県が行うため。	ありません。	行っていません	行っていません。
問9	無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか。	まずは担当ケースワーカーが相談対応をしますが、施設長や居住の安定確保支援業務を委託している相談員とも連携をして対応しています。	各無料低額宿泊所の施設管理者を通して相談しています。	生活保護受給者は担当ケースワーカーが行う。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や支援員による相談も行っています。	担当ケースワーカーを中心に、就労支援員、施設長、病院MSW等と連携し行っている	ケースワーカーが定期的に訪問時して相談等の支援を行っています。さらに支援が必要なケースでは、電話による相談等を行っています。
問10	アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援及び社会的自立支援（ゴミ出し、通院、社会参加など）について、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体居住支援法人と直結した連携はありますか。	生活保護受給者を対象としたアパート確保や家具什器の購入などについては、平成28年度より居住の安定確保支援業務を委託にて実施しています。居住支援法人との連携はありません。	特になし	中核支援センターとは連携してはおりますが、住宅確保用配慮者居住支援法人との連携実績はございません。	ありません。	今のところありません	ありません。
問11	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されていますか。禁止されている場合、保護申請者がペットを連れてくる時にどのように対応しているか教えてください。	無料低額宿泊所において、基本的にペットとの入居は不可です。ペットを連れての相談は現在のところありません。	今までペット同伴で保護申請した者がいないため不明。	ペットの同居の可否は当市では把握しておりません。ペットを連れてくる場合は、保護申請者自身で知人等に預かってもらうなどの対応をお願いしております。	動物愛護団体に相談するように助言しています。	他の飼い主を探してもらう（親族、ボランティア、動物愛護協会等への相談）	近年確認してはいませんが、ペット不可と認識しています。当市では事例がありません。
問12	問1～問11までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	ありません。	特になし	生活保護世帯数や人数は確定数ではありません。 問3の施設定員等は当市では把握しておりません			

質 問		13 旭市	14 習志野市	15 柏市	16 勝浦市	17 市原市	18 流山市
問4	昨年度中に、保護申請時から無料低額宿泊所に新たに入所した人数及びアパート等で保護を受けていた受給者が無料低額宿泊所に入所した人数を教えてください。また、保護受給中のままで無料低額宿泊所を退所してアパート等に入居した受給者数を教えてください。	保護申請時→無料低額宿泊所 1人	98人	49人	1人	45人	人 (集計は行っていない)
	アパート等→無料低額宿泊所	0人	1人	1人	人	3人	人 (集計は行っていない)
	無料低額宿泊所→アパート等	2人	4人	17人	人	10人	人 (集計は行っていない)
問5	無料低額宿泊所の利用期間(年数)は平均どれくらいですか。統計が無ければその旨をご記入ください。	統計がありません。	統計なし	統計無し	統計なし。	統計がありません。	統計はありません。
問6	無料低額宿泊所の利用に際しての自治体のローカルガイドラインはありますか。(例えば、6か月居住しないとアパートへの転宅をさせないなど)ある場合は、その内容を教えてください。	ローカルガイドラインはありません。	市独自の基準はありません。	市独自の基準無し	特になし。	市独自の基準はありません。	市独自の基準はありません。
問7	保護申請者や受給者に無料低額宿泊所を案内する理由について、貴市の考えに近いものを選んでください。(複数回答可能) A: 無料低額宿泊所で生活する上では制約があるので、アパートで自立して暮らす方が良い。 B: 終の棲家として世話をしてもらえるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している。 C: アパートでの自立生活が望ましいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない。 D: 地域でアパートでの自立生活をするためには、現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。 その他(自由記載):	その他: 住居と食事を確保できる手段が無料低額宿泊施設であるため案内をしています。	C	A, C	本市では主に、居所や所持金を持たない緊急を要する申請者に対して無料定額宿泊所の案内をしている。緊急時にも比較的柔軟に対応してもらえることから、最後の砦として利用している。	A, C	その他: 要保護者の能力及び、不動産市場とのミスマッチ等、無料低額宿泊所を案内する理由については多岐に渡るため、設問からの選択は困難です。
問8	無料低額宿泊所の運営状況について、介護保険施設のように、実地指導を行っていますか。実施していれば、指導を行う主体と頻度を教えてください	行っていません。	行っておりません。	無料低額宿泊所の設置無し。	していない。	県が年1回実地検査を実施しており、市はその際に同行しています。	行っておりません。
問9	無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか。	施設が遠方にあるため電話連絡により相談対応をしています。また、施設職員にも協力をお願いしています。	ケースワーカーが家庭訪問の際に相談にのっている。必要に応じて就労支援事業や健康管理支援事業に繋げている。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて就労指導員による相談も行っています。	他の受給者と変わらない。	施設管理者(スタッフ)が対応しています。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じております。また、必要に応じて関係部署や支援員による相談も行っています。
問10	アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援及び社会的自立支援(ゴミ出し、通院、社会参加など)について、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体居住支援法人と直結した連携はありますか。	連携はありません。	ありません。	ありません。	実績はない。	今のところありません。	ありません。
問11	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されていますか。禁止されている場合、保護申請者がペットを連れている時にどのように対応しているか教えてください。	ペットは禁止されています。ペット連れの申請者の事例はありません。	無料低額宿泊所の契約によるが、本市においてはペットを連れているの相談はなく、入居した方はいない。	無料低額宿泊所入居に係り保護申請者がペットを連れている事例がありません。	過去に例がない。	ペットを飼うことは禁止されています。また、これまでのところペットの問題はありません。	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されてるかは各施設の判断となります。なお、過去にペット連れの相談事例はありません。
問12	問1～問11までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	特にありません。					問8については、実地指導は県が行うものと理解しております。

質 問		19 八千代市	20 我孫子市	21 鴨川市	22 鎌ヶ谷市	23 君津市	24 富津市
問4	昨年度中に、保護申請時から無料低額宿泊所に新たに入所した人数及びアパート等で保護を受けていた受給者が無料低額宿泊所に入所した人数を教えてください。また、保護受給中のままで無料低額宿泊所を退所してアパート等に入居した受給者数を教えてください。	保護申請時→無料低額宿泊所 12人	8人	0人	8人	8人	4人
	アパート等→無料低額宿泊所	0人	0人	1人	6人	4人	0人
	無料低額宿泊所→アパート等	1人	5人	1人	2人	4人	0人
問5	無料低額宿泊所の利用期間（年数）は平均どれくらいですか。統計が無ければその旨をご記入ください。	統計はありません。	統計は取っていませんが、今回計算をしたところ約2.8年となっています。	資料なし	統計はございません。	統計はありません。	統計なし
問6	無料低額宿泊所の利用に際しての自治体のローカルガイドラインはありますか。（例えば、6か月居住しないとアパートへの転宅をさせないなど）ある場合は、その内容を教えてください。	市独自の基準はありません。	当市独自のローカルガイドラインは、特に定めていません。	市独自の基準はありません。	ローカルガイドラインはございません。	市独自の基準はありません。	なし
問7	保護申請者や受給者に無料低額宿泊所を案内する理由について、貴市の考えに近いものを選んでください。（複数回答可能） A：無料低額宿泊所で生活する上では制約があるので、アパートで自立して暮らす方が良い。 B：終の棲家として世話をしてもらえるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している。 C：アパートでの自立生活が望ましいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない。 D：地域でアパートでの自立生活をするためには、現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。 その他（自由記載）：	A、C	C その他：無料低額宿泊所の本来の在り方としては、あくまで一時的な起居の場として考えており、入居期間中にアパートでの自立生活が可能と判断された受給者は、速やかにアパートでの生活に移行すべきと考えます。しかし、現状では単身生活が可能と判断される入居者が減少しており、かつ本人が無料低額宿泊所の利用継続を希望するケースもあります。	A	A	その他：アパート等での自立生活が望ましいが、その方の状況等すぐに住まいを確保できない場合には案内をしています。	C
問8	無料低額宿泊所の運営状況について、介護保険施設のように、実地指導を行っていますか。実施していれば、指導を行う主体と頻度を教えてください	千葉県が行う年1回の監査に同行しています。	市独自の実地指導は行っておりませんが、毎年千葉県健康福祉指導課が行う実地指導には同席しています。	行っていない	行っておりません。	行っておりません。	管内の施設については、県による指導検査時に同行し、1回/年実施している。
問9	無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか。	施設内で生活相談、就労相談を行っている場合もありますが、ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じております。就労支援相談員が係る場合もあります。	担当ケースワーカーが無料低額宿泊所の職員と連携し、個別に対応しています。	定期訪問等により対応している。利用者からの電話での相談も随時受け付けている。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や支援員による相談を行っています。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じております。	定期訪問時に対応しているが、それ以外は各施設長を通じて個々に応じている。
問10	アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援及び社会的自立支援（ゴミ出し、通院、社会参加など）について、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体居住支援法人と直結した連携はありますか。	ありません。	関係の実績はありません。	なし。	そのような例はございません。	ありません。	なし
問11	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されていますか。禁止されている場合、保護申請者がペットを連れてくる時にどのように対応しているか教えてください。	禁止されています。事例がありません。	無料低額宿泊所を利用する方で、ペットを連れてくるという事例はありませんでした。	事例なし。	無料低額宿泊所でペットを禁止しているか不明。ペットを連れて申請した例がございません。	今までにそういった事例がありません。	ペットの飼育が禁止されているため、ペット保有者から相談があった場合は、本人から同意を得た上でNPO法人等（動物保護）へ引取りの相談をしている。
問12	問1～問11までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	無料低額宿泊所の定員について、本市所在以外の施設については、直近の定員数は把握しておりません。			特にございません。		特になし。

	質 問	25 浦安市	26 四街道市	27 袖ヶ浦市	28 八街市	29 印西市	30 白井市
問4	<p>昨年度中に、保護申請時から無料低額宿泊所に新たに入所した人数及びアパート等で保護を受けていた受給者が無料低額宿泊所に入所した人数を教えてください。また、保護受給中のままで無料低額宿泊所を退所してアパート等に入居した受給者数を教えてください。</p> <p>保護申請時→無料低額宿泊所</p> <p>アパート等→無料低額宿泊所</p> <p>無料低額宿泊所→アパート等</p>	13人	14人	6人	13人	4人	4人
問5	無料低額宿泊所の利用期間（年数）は平均どれくらいですか。統計が無ければその旨をご記入ください。	統計はありませんが、長期と短期で二極化しています。	統計は取っていません。	統計を取っていないが長期間在籍している者もいます	統計をとっておりません。	・統計等は取っておりません。	早期にアパート生活が可能な対象者は無料低額宿泊所からの転居を促しているため統計はありません。
問6	無料低額宿泊所の利用に際しての自治体のローカルガイドラインはありますか。（例えば、6か月居住しないとアパートへの転宅をさせないなど）ある場合は、その内容を教えてください。	市の独自基準はありませんが、希望をし、可能となれば2、3ヶ月程度で転宅への支援をしていきます。	平成24年度に無料低額宿泊所等指導指針を制定しています。	市独自の基準はありません	市独自の基準はありません。	・市独自のガイドライン等は特に定めていません。	厚生労働省の基準に基づいて行っているものであり、市の独自基準はありません。
問7	<p>保護申請者や受給者に無料低額宿泊所を案内する理由について、貴市の考えに近いものを選んでください。（複数回答可能）</p> <p>A：無料低額宿泊所で生活する上では制約があるので、アパートで自立して暮らす方が良い。</p> <p>B：終の棲家として世話をしてもらえるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している。</p> <p>C：アパートでの自立生活が望ましいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない。</p> <p>D：地域でアパートでの自立生活をするためには、現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。</p> <p>その他（自由記載）：</p>	基本的にはAの考えですが、アパート確保までの間、ほかに居所はない場合、無料定額宿泊所などの利用もやむを得ないと考えます。	C、その他（無料低額宿泊所を転々としている等、定住性が無く、自身も施設入所を望んでいる場合があるため）	A、C	C	・A、C	*その他 当市では保護申請を受理してから法定期間内にアパートを探すよう促しつつ、対象者がアパートを探すことが難しいと判断した場合、無料低額宿泊所を紹介しています。
問8	無料低額宿泊所の運営状況について、介護保険施設のように、実地指導を行っていますか。実施していれば、指導を行う主体と頻度を教えてください	千葉県が実施する際に、同行しています。	行っておりません。	行っていない	行っておりません。千葉県の実地指導に同行しています。	・行っておりません。	当市の場合、実施主体は千葉県です。
問9	無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか。	面談を通じて、ニーズの把握に努めています。	定期的に訪問を実施し、生活全般の困りごとに対して相談に応じているほか、医療支援では医療扶助相談員、就労支援ではハローワークや就労支援相談員と連携しながら対応しています。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じているが、必要に応じて関係部署や支援員による相談も行っている	ケースワーカーが電話や訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や支援員による相談も行っています。	・定期訪問時にケースワーカーが相談に応じるほか、電話等で随時相談を受けております。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じてハローワーク等の関係部署との連携を行っています。
問10	アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援及び社会的自立支援（ゴミ出し、通院、社会参加など）について、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体居住支援法人と直結した連携はありますか。	特にありません。	ありません。	ありません	ありません。	・生活困窮者自立相談支援機関を通じ、空室情報などの情報提供を求めた事などはありますが、直結した事例はございません。	ありません
問11	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されていますか。禁止されている場合、保護申請者がペットを連れてくる時にどのように対応しているか教えてください。	入居中は第三者に預けて生活をし、早い段階でアパートへの転宅を促します。	利用契約書等で明示されていないため、禁止されているかどうかは分かりかねます。禁止されている場合の対応について、施設の判断に委ねています。	そういった事例がありません	過去に例がありません。	・ペットを連れてきた状態で、無料低額宿泊所等を案内するような事例がないため、個々の無料低額宿泊所がペット飼育可能か把握していません。設問の様な状況となった場合は、ペット飼育可の無料低額宿泊所を探すか、申請者にペット不可の旨説明し、ペットの引き取り先を探す等の対応をすることになると思います。	先例がありません
問12	問1～問11までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。			問3について、施設A、Bは改装中のため入所者数が定員を大きく下回っている状況。施設D以降は市外のため定員は把握していません		特になし	

	質 問	31 富里市	32 南房総市	33 匝瑳市	34 香取市	35 山武市	36 いすみ市	37 大網白里市
問4	昨年度中に、保護申請時から無料低額宿泊所に新たに入所した人数及びアパート等で保護を受けていた受給者が無料低額宿泊所に入所した人数を教えてください。また、保護受給中のままで無料低額宿泊所を退所してアパート等に入居した受給者数を教えてください。	保護申請時→無料低額宿泊所 2人	0人	1人	4人	2人	2人	0人
	アパート等→無料低額宿泊所	2人	1人	0人	1人	2人	1人	1人
	無料低額宿泊所→アパート等	0人	0人	1人	0人	3人	人	1人
問5	無料低額宿泊所の利用期間（年数）は平均どれくらいですか。統計が無ければその旨をご記入ください。	統計がありません。	統計なし	統計はない。	年度により変動はありますが、平均して2~3人程度です。	統計記録なし。	統計はありません	統計なし。
問6	無料低額宿泊所の利用に際しての自治体のローカルガイドラインはありますか。（例えば、6か月居住しないとアパートへの転宅をさせないなど）ある場合は、その内容を教えてください。	市独自の基準はありません。	市独自の基準はありません。	ない。	市独自の基準はありません。	市独自の基準はありません。	特にありません	市独自の基準はありません。
問7	保護申請者や受給者に無料低額宿泊所を案内する理由について、貴市の考えに近いものを選んでください。（複数回答可能） A：無料低額宿泊所で生活する上では制約があるので、アパートで自立して暮らす方が良い。 B：終の棲家として世話をしてもらえるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している。 C：アパートでの自立生活が望ましいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない。 D：地域でアパートでの自立生活をするためには、現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。 その他（自由記載）：	A、C	C	その他：【シート1 問3】で回答した内容が主な理由。基本的には安定的な住居が確保できるまでの一時的な施設として認識している。	A アパートの借用条件として、保証人等が必要で借りられないケースがある。	A	A、C	保護申請時若しくは保護受給中に居宅を喪失した為。
問8	無料低額宿泊所の運営状況について、介護保険施設のように、実地指導を行っていますか。実施していれば、指導を行う主体と頻度を教えてください	市内には無料定額宿泊所がないことから、実施していません。	行っておりません。	行っていない。	行っておりません。	無料低額宿泊施設の訪問時に利用者の状況等の把握は行っていますが、運営状況についての指導は行っていません。	行っておりません。	行っておりません。
問9	無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか。	ケースワーカーが定期的に訪問した際に相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や支援員による相談を行っております。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて就労支援員による相談も行っております。	CWへの電話、CWによる訪問、施設に相談役がおり対応可能なものであれば施設で対応等、状況に応じて対応している。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や施設の支援員による相談も行っています。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や就労支援員による相談も行っています。	ケースワーカーが定期訪問時に相談に応じています。	ケースワーカーが定期的に訪問するなどして相談に応じておりますが、必要に応じて関係部署や施設職員による相談も行っています。
問10	アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援及び社会的自立支援（ゴミ出し、通院、社会参加など）について、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体居住支援法人と直結した連携はありますか。	ありません。	ありません。	設問の団体ではないが、連携して支援を行うことはある。	ありません。	ありません。	ありません。（地域に団体居住支援法人はありません）	無
問11	無料低額宿泊所でペットを飼うことは禁止されていますか。禁止されている場合、保護申請者がペットを連れてくる時にどのように対応しているか教えてください。	各施設の状況は把握しておりません。	ペットを飼っている者からの相談ケースなし。	福祉事務所として禁止してはいたないが、ペット飼育の可否は施設側の規約によるものと思われるため不明。	現在まで事例はありません。	当該事例の実績がありません。	地域中核支援センターにペットの保護の協力依頼しています。	事例無
問12	問1～問11までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。							